

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2026年３月24日
【会社名】	株式会社ＣＧＳホールディングス (旧会社名 株式会社Ｃ＆Ｇシステムズ)
【英訳名】	CGS HOLDINGS INC. (旧英訳名 C&G SYSTEMS INC.) (注) 2025年３月26日開催の第18回定時株主総会の決議により、 2025年４月１日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩 田 聖 一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市八幡西区引野一丁目５番15号 (2025年４月１日から本店所在地 東京都品川区東品川二丁目２番24 号が上記のように移転しております。)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長塩田聖一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的影響並びにリスクの発生可能性から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、重要な事業拠点の選定にあたり、業務処理量や財務報告への影響度を図るうえで売上高が適切な指標であると判断し、全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえ、各拠点の当連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)のおおむね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループは、CAD/CAMシステムの開発、販売、サービス等、及び金型製造を主要な事業としていることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び人件費に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、のれん、繰延税金資産、退職給付引当金に関するプロセス等を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。